

一般廃棄物処分業許可証

住所 岐阜県可児市下恵土233番地1

氏名 株式会社橋本

代表取締役 橋本 和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを証明します。

平成29年12月21日

関市長 尾 関 健 治



記

- 事業の範囲
 - 事業の区分
中間処理 (飼料化)
 - 取り扱う一般廃棄物の種類
食品残さ (食品残さの容器包装を含む)
- 許可期間
平成30年1月31日から平成31年3月31日まで
- 許可条件
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守すること

コピー厳禁